

令和2年度第2回秋田市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会会議録

日 時：令和2年10月22日(木) 午後1時30分から午後2時30分まで

場 所：秋田市役所5階 正庁

出席者：委員15人

事務局 地域福祉推進室

東海林室長、鎌田参事、秋山副参事、高橋副参事、大淵副参事、
加藤副参事、進藤主席主査、佐々木主査

欠席者：宇佐見 昭一委員、尾野 恭一委員、進藤 香代子委員

【議事】

(1) 秋田市再犯防止推進計画（素案）について

- | | |
|--------|---|
| (白石委員) | ○見守り支援は入口支援を行ううえでもっとも悩ましい課題であり、資料12ページからの重点課題2の中で取り上げられていることは心強い。資料には高齢者や障がい者「等」とあるが、この中には、発達障害者や知的水準が低い者、引きこもり状態にある者が含まれていると考えてよいか確認したい。 |
| (事務局) | ○地域福祉計画の中で、重点事業として制度の狭間に位置する課題に対して様々な主体が連携して取り組む包括的支援体制の整備が掲げられており、その中でいわゆる8050問題等の複雑な課題に対応することとなっている。地域福祉計画と再犯防止推進計画は連携して取組を進めることとされているので、委員がご指摘の点について含まれるものと考えている。 |
| (畠山委員) | ○資料5ページの保護観察事件統計の表について訂正をお願いしたい、1号から4号は保護観察事件であるが、更生緊急保護は満期釈放者が対象となるため、資料4ページの表と同じ形に改めてほしい。 |
| (事務局) | ○分科会長と相談のうえ修正案を提示する。 |
| (畠山委員) | ○資料11ページの住居の確保について、帰住できない者の割合が増加傾向にあると記載されているが、秋田至仁会の施設に帰住できない者が増加傾向にあるのか、帰住先が無い者が増加傾向にあるのか、どちらかを確認したい。また、取組にある市営住宅への公平な入居機会の確保について、更生保護施設や自立準備ホームからの退所だけでなく、満期出所者も対象となるよう文言を修正してほしい。 |

- (事務局) ○増加傾向にある者は、一般的に帰住先が無い者を意図している。丁寧に文章を修正したい。市営住宅への公平な入居機会の確保については、表現を国の通知に依ったが、こちらもご指摘のとおり満期出所者を含むよう表現を検討したい。
- (三浦委員) ○市営住宅に居住している住人に対して、当該取組を通知するのか。入居者の納得を得て進めていくのか。
- (事務局) ○入居者個人の属性については個人情報範囲なので、特別に通知はしない。
- (蓬田委員) ○計画の概要版を作成すると説明があったが、どのような内容となるのか。分科会で示す機会はあるか。
- (事務局) ○今回の分科会のご意見を踏まえて作成する。現段階では、各種統計データのほか、取組の内容を要約したものを考えている。作成し印刷ができ次第、各委員に配布する。
- (畠山委員) ○資料17ページの広報・啓発活動の推進について、一般の市民に対する活動であれば理解できるが、犯罪をした者等に対して広報・啓発活動を通じて更生を図ることは難しいと考える。
- (事務局) ○当該表現については他都市の計画等を参考に作成したものであるが、市民を対象とした広報・啓発活動を意図している。なお、国の再犯防止推進計画の中で、犯罪被害者に配慮して計画を進めていくこととされており、犯罪をした者等を対象として特別に広報・啓発活動をするものではなく、犯罪被害者に配慮して市民に広報・啓発活動を行っていくものである。
- (遠藤委員) ○資料16ページにボランティアに関する記載があるが、近年はNPO法人も民間協力者として現れている。ボランティアというと無償協力のイメージが強いが、事業として行っている団体もあるため、そうした字句の修正を検討していただきたい。
- (事務局) ○NPO法人に関する記載を追加したい。
- (三浦委員) ○資料10ページの就労の確保について、他県ではコレワークによる就労斡旋の取組があるようだが、秋田市では実施しているのか。

- (事務局) ○秋田県内にコレワークの拠点が無く、実施していない。ハローワークを通じての雇用促進を強化していきたいと考えている。
- (三浦委員) ○ハローワークの取組で十分に就労確保できているのか。偏見等により就労が困難なケースはないか。
- (事務局) ○資料4ページの表にあるとおり、再犯時は半数以上の者が無職であるため、現状としては厳しい状況である。協力雇用主に対する補助制度等も活用し、連携を強化して対応したい。
- (黒澤委員) ○コレワークについて補足するが、矯正管区ごとに全国8か所あり、仙台矯正管区にはコレワーク東北という名称の組織がある。コレワークでは、企業側からの有資格者の採用希望を元にマッチングをする取組を実施している。
- (阿部委員) ○協力雇用主の情報については公表されているのか。
- (事務局) ○法務省のホームページで公表されている。
- (阿部委員) ○ハローワークの求人情報等については、計画の実施に伴い市庁舎で閲覧できる体制を整えるのか。
- (事務局) ○本庁舎1階の窓口にハローワークの出張窓口があり、直接相談ができるほか、端末で求人情報を閲覧できる体制が整備されている。
- (阿部委員) ○犯罪をした者等が支援を求める場合、自己申告が必要なのか。
- (事務局) ○自己申告は困難があると認識している。秋田市では福祉総務課生活支援担当の窓口で、生活に困っている方の相談を幅広く受け付けており、そこでの相談の中で支援に結びつけていくことを考えている。
- (畠山委員) ○補足として、保護観察期間中であれば保護観察所で就労支援の登録をすることでハローワークに情報を提供しており、そのための専用窓口がある。
- (船木委員) ○秋田市に生活支援の窓口があるとのことだが、場合によっては市の窓口に出向くことは勇気がいることだと思う。窓口の職員が相談者本人の元に直接出向くケースはあるのか。

- (事務局) ○場合によってはそうしたケースも有り得る。
- (遠藤委員) ○住居の確保について、公営住宅の入居は倍率が高く厳しいと聞いているが、計画のために公営住宅をどの程度確保しているのか。それとも、計画の実施後に確保をはじめめるのか。
- (事務局) ○市営住宅については、生活困窮者や障がい者や母子・父子世帯等が優先的に入居できるシステムがあるので、そうした枠を活用することを考えている。
- (阿部委員) ○市営住宅について、保護観察期間中であれば保護司や保護観察所のサポートを受けることができるが、満期出所者は自ら申し出ないと犯罪をした者等として優先的な取扱いをしてもらえないのか。
- (畠山委員) ○満期出所者は、6か月間更生緊急保護を受けることができ、本人から希望があれば、保護観察所がサポートに入る。しかし、当該期間を経過した後は対応できないため、再犯防止推進計画において市町村に支援をお願いしたい。
- (船木委員) ○計画の中で就労や住居の確保については触れられているが、健康保険料の未納や生活習慣病等、健康面の問題も多いと思われる、そうした問題について触れられていない。実際にどのようなケースがあるのか。
- (事務局) ○生活に困窮している方は、精神面の不安があると認識している。安心した生活を取戻すため、1人1人に合ったプランをスタッフが個別に作成し、支援している。
- (船木委員) ○プランの作成はどの組織が主体として実施しているのか。
- (事務局) ○福祉総務課生活支援担当で実施している。
- (原委員) ○精神的な安定には教養としての日頃の学びが必要であると考えるが、計画の中で、学校との連携等、学びに関することが表に出ていない。本計画は生涯学習との関わりはあるのか。
- (事務局) ○本計画の取組の中には生涯学習に直接関わるものは無いが、そうした意味合いを含めたイメージで再犯防止に結びつけていきたいと考えている。
- (黒崎委員) ○資料3ページの秋田市における検挙人員について、窃盗犯が多く、65歳以上の高齢者が全体の3分の1を占めている。

さらに資料4ページでは半数以上が無職であるとのことだが、年齢的に様々な人生経験を積んでいるはずである。その人に合った就労の環境を整え、周囲から働きかけることで、自立した生活を送り、再犯の可能性を減らすことができるのではないかと感じる。

(事務局)

○高齢者の雇用については重要な問題と認識している。生活支援の相談の中で1人1人に合った仕事を見つけ出し、ハローワークやシルバー人材センターに繋げていきたい。

(以上)